

改正貸金業法が平成22年6月18日に完全施行されました。

< 主な改正内容 >

- ・ 出資法の上限金利の引下げ
貸金業法上の「みなし弁済」制度（いわゆるグレーゾーン金利）が廃止され、出資法の上限金利は20%に引下げられました。
- ・ 総量規制の導入
借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。借入れの際、基本的に、年収を証明する書類が必要となります。
- ・ 貸金業者に対する規制
法令遵守の助言・指導を行う国家資格のある人を営業所に置くことが必要になります。

リンク

- ・ 金融庁 <http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html>